平成２２年（フ）第３９３号
栃木県宇都宮市下砥上町138番地８、前住所神奈川県横浜市神奈川区白幡西町37番12号シュロスハイム東白楽201号
債務者　福納　美華
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９４号
栃木県さくら市鷲宿3174番地、前住所栃木県宇都宮市下小倉町787番地
債務者　村上　武士
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９６号
栃木県下野市薬師寺1753番地
債務者　上野　一巳
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９７号
栃木県さくら市氏家3266番地１　フェルトメゾンＳ103、前住所栃木県宇都宮市西川田南１丁目44番20号　サニーM102
債務者　會澤加奈美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０２号
栃木県栃木市城内町２丁目36番26号
債務者　早乙女真也
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０３号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目３番27号、前住所栃木県宇都宮市中岡本町3732番地54
債務者　入江　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０４号
栃木県宇都宮市西川田１丁目３番４号、前住所埼玉県行田市大字谷郷414番地１
債務者　小林亜由美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０号
島根県出雲市今市町1870番地56　県営住宅今市団地５―552
債務者　松井　幹夫
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時10分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第５１号
島根県出雲市今市町1870番地56　県営住宅今市団地５―552
債務者　松井千恵子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時10分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第５２号
島根県簸川郡斐川町大字富村1902番地８
債務者　平成工業こと　金山　　裕
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時10分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第５３号
島根県簸川郡斐川町大字富村1902番地８
債務者　金山佳代子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時10分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１６０６号
横浜市緑区竹山１丁目７番地７　竹山団地1709棟941号
債務者　秋葉　由美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５１号
岡山市中区海吉1896番地３　シュガーコーポ104
債務者　高田　靖子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５号
岡山県津山市高野本郷2764番地
債務者　勝浦みなゑ
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部